拠出型企業年金保険（Ⅱ）【ドリームライフ】

在職中にこつこつ積み立て
充実したセカンドライフにおすすめのマネープラン！

☑ 本制度の3つの特長

●公的年金受給開始前の「つなぎ年金」として活用できます。

●支払った掛金は「個人年金保険料控除」の対象となります。

所定の要件を満たすことにより、個人年金保険料控除が受けられ、実質的な税負担額が軽減されます。
（注）詳しくはP67「税法上の取扱」をお読みください。

●予定利率は1.25%です。

（注）令和6年12月1日時点。予定利率は将来的に変更される可能性があります。
また予定利率は掛金のうち引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、
払込掛金に対する利率ではありません。**予定利率は預金等の利回りとは異なります。**

☑ 意向確認のお願い

加入（増口）にあたっては、このパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）をお読みいただき、ご自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認（チェック）をお願いします。
（チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。）

以下の契約内容がご自身のご意向（ニーズ）に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認（了知）ください。

チェック
☐ **加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあります。**
⇒ 詳しくはP63・64「給付額試算表」、P122「5. 積立金（年金原資、脱退一時金額）について」をお読みください。

☐ **給付内容・給付額試算表の金額等はご意向（ニーズ）に沿っていますか？**
⇒ 詳しくはP63・64「給付額試算表」、P65・66「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」、P66「年金の種類」をお読みください。

☐ **掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向（ニーズ）に沿っていますか？**
⇒ 詳しくはP65「掛金」をお読みください。

拠出型企業年金保険（Ⅱ）商品説明について
以下のいずれかの方法でアクセスできます。アバターがわかりやすく商品概要を説明します。

URLからのアクセス
https://www.pip-maker.com/?view=hlm6

スマートフォン、タブレットからのアクセス
右記の二次元コードを読み取り、
アクセスしてください。

事務局 東急保険コンサルティング（株）　**引受保険会社（事務幹事会社）** 第一生命保険株式会社　総合法人第二部
・お問合せ先はP15の「■お問合せ先」にてご確認ください。

☑ 制度の概要

この制度は拠出型企業年金保険（Ⅱ）の税制適格プランで、在職中に掛金を払い込み、払込満了時の積立金を原資として払込満了時（または加入10年以上満56歳以上での脱退時）に次の年金種類から１つをお選びいただきます。

しくみ図

加　入　例	
●加入年齢（性別）	30歳（男性）
●掛金（口数）月払	30,000円（30口）
●払込満了年齢	60歳

掛金払込期間中にご加入者が死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金の1回分）を加算した遺族一時金をご遺族にお受け取りいただきます。

（しくみ図はイメージを表したものです。）

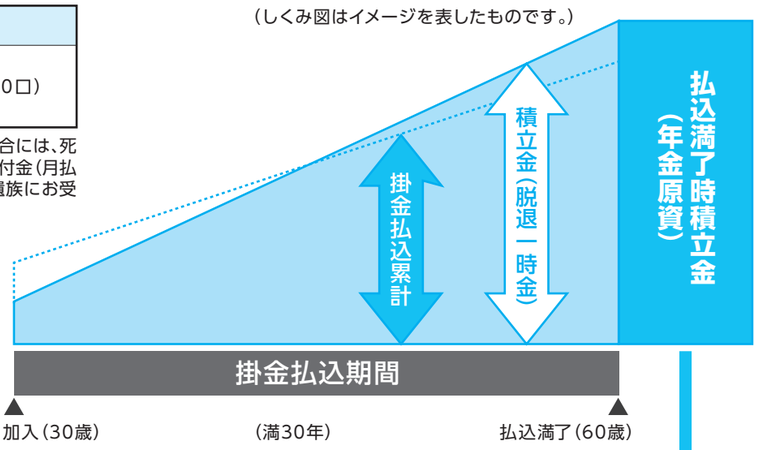

払込満了までの掛金累計額	1,080万円
払込満了時積立金（年金原資）	【Ⅰ表該当会社】約1,210万円 【Ⅱ表該当会社】約1,251万円

（注）加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあります。詳しくはP122「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）について」をお読みください。

払込満了時に以下の年金種類から1つをお選びいただきます。

10年確定年金
年金受取期間 10年間
年金開始
年金月額
約109,700（106,140）円
10年間の年金受取累計額
約1,316（1,273）万円

15年確定年金
年金受取期間 15年間
年金開始
年金月額
約75,380（72,940）円
15年間の年金受取累計額
約1,356（1,312）万円

20年確定年金
年金受取期間 20年間
年金開始
年金月額
約58,260（56,360）円
20年間の年金受取累計額
約1,398（1,352）万円

15年保証期間付終身年金
15年間（保証期間）
年金受取期間 一生涯
年金開始
年金月額
約50,820（49,160）円
15年間（保証期間）の
年金受取累計額
約914（884）万円

年金のお受け取りに代えて払込満了時積立金（年金原資）を一時金でお受け取りいただくこともできます。

ご注意

（注）【Ⅰ表該当会社】と【Ⅱ表該当会社】では給付額が異なります。Ⅰ表については（　）内の給付額、Ⅱ表については（　）なしの給付額となります。【Ⅰ表該当会社】と【Ⅱ表該当会社】はP63でご確認ください。
（注）積立金、年金月額および年金受取累計額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。
積立金は毎年の決算実績等により算出され、年金月額は積立金をもとに年金開始時点における基礎率等（予定利率等）によって算出されます。
・記載の積立金および年金月額は令和6年12月1日時点の予定利率等にもとづき計算したものです。
・数値の算出条件の詳細は、P64「しくみ図・給付額試算表の数値について」をお読みください。

給付額試算表

<月払掛金 15,000円（15口）加入、60歳年金開始の場合>

【Ⅰ表該当会社】月払給付額試算表　<記載の数値は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。>

（単位：円）

加入年数	掛金払込累計額	積立金（年金原資、脱退一時金額）	返還予定率	年金月額				
				10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金	
				男性・女性共通			男性	女性
1年	180,000	約 176,200	約 97%	約 1,540	約 1,060	約 820	約 710	約 630
2	360,000	約 353,800	約 98%	約 3,100	約 2,130	約 1,640	約 1,430	約 1,270
3	540,000	約 532,600	約 98%	約 4,670	約 3,200	約 2,480	約 2,160	約 1,910
4	720,000	約 713,000	約 99%	約 6,250	約 4,290	約 3,320	約 2,890	約 2,560
5	900,000	約 894,900	約 99%	約 7,840	約 5,390	約 4,160	約 3,630	約 3,210
6	1,080,000	約 1,078,700	約 99%	約 9,460	約 6,500	約 5,020	約 4,380	約 3,870
7	1,260,000	約 1,264,100	約 100%	約 11,080	約 7,610	約 5,880	約 5,130	約 4,540
8	1,440,000	約 1,451,300	約 100%	約 12,720	約 8,740	約 6,750	約 5,890	約 5,210
9	1,620,000	約 1,640,300	約 101%	約 14,380	約 9,880	約 7,630	約 6,660	約 5,890
10	1,800,000	約 1,831,100	約 101%	約 16,050	約 11,030	約 8,520	約 7,430	約 6,570
11	1,980,000	約 2,023,700	約 102%	約 17,740	約 12,190	約 9,420	約 8,220	約 7,260
12	2,160,000	約 2,218,300	約 102%	約 19,450	約 13,360	約 10,330	約 9,010	約 7,960
13	2,340,000	約 2,414,500	約 103%	約 21,170	約 14,540	約 11,240	約 9,800	約 8,670
14	2,520,000	約 2,612,800	約 103%	約 22,910	約 15,740	約 12,160	約 10,610	約 9,380
15	2,700,000	約 2,812,800	約 104%	約 24,660	約 16,940	約 13,090	約 11,420	約 10,100
16	2,880,000	約 3,014,700	約 104%	約 26,430	約 18,160	約 14,030	約 12,240	約 10,820
17	3,060,000	約 3,218,600	約 105%	約 28,220	約 19,390	約 14,980	約 13,070	約 11,550
18	3,240,000	約 3,424,500	約 105%	約 30,030	約 20,630	約 15,940	約 13,910	約 12,290
19	3,420,000	約 3,632,200	約 106%	約 31,850	約 21,880	約 16,910	約 14,750	約 13,040
20	3,600,000	約 3,841,800	約 106%	約 33,690	約 23,150	約 17,890	約 15,600	約 13,790
21	3,780,000	約 4,053,700	約 107%	約 35,540	約 24,420	約 18,870	約 16,460	約 14,550
22	3,960,000	約 4,267,600	約 107%	約 37,420	約 25,710	約 19,870	約 17,330	約 15,320
23	4,140,000	約 4,483,400	約 108%	約 39,310	約 27,010	約 20,870	約 18,210	約 16,100
24	4,320,000	約 4,701,200	約 108%	約 41,220	約 28,320	約 21,890	約 19,090	約 16,880
25	4,500,000	約 4,921,000	約 109%	約 43,150	約 29,650	約 22,910	約 19,990	約 17,670
26	4,680,000	約 5,142,900	約 109%	約 45,100	約 30,990	約 23,940	約 20,890	約 18,470
27	4,860,000	約 5,366,700	約 110%	約 47,060	約 32,330	約 24,990	約 21,800	約 19,270
28	5,040,000	約 5,593,200	約 110%	約 49,040	約 33,700	約 26,040	約 22,720	約 20,080
29	5,220,000	約 5,821,800	約 111%	約 51,050	約 35,080	約 27,110	約 23,650	約 20,900
30	5,400,000	約 6,052,500	約 112%	約 53,070	約 36,470	約 28,180	約 24,580	約 21,730

（注1）積立金、返還予定率および年金月額は加入時点で定まるものではありません。年金月額は、積立金（年金原資、脱退一時金額）をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。
（注2）加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあります。
（注3）年金の受取要件については、P65・66「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

【Ⅰ表該当会社】東急不動産、東急リバブル、石勝エクステリア、石勝グリーンメンテナンス、東急コミュニティー、東急リゾート、東急リゾーツ＆ステイ、東急住宅リース、東急リバブルスタッフ、東急Re・デザイン、ライフ＆ワークデザイン
【Ⅱ表該当会社】東急、東急電鉄およびⅠ表該当会社以外の加入会社
（注1）P149・150に記載の現在加入者がいない★☆の会社については、5名以上のお申し込みがあった場合に加入が可能になります。
★の会社はⅠ表、☆の会社はⅡ表該当会社です。
（注2）Ⅰ表該当会社とⅡ表該当会社間で転籍される場合は転籍時に脱退いただくことになります。

上記数値については、P64「しくみ図・給付額試算表の数値について」をお読みください。

【Ⅱ表該当会社】月払給付額試算表　<記載の数値は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。>

（単位：円）

加入年数	掛金払込累計額	積立金（年金原資、脱退一時金額）	返還予定率	年金月額				
				10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金	
				男性・女性共通			男性	女性
1年	180,000	約 177,900	約 98%	約 1,560	約 1,070	約 820	約 720	約 630
2	360,000	約 357,500	約 99%	約 3,130	約 2,150	約 1,660	約 1,450	約 1,280
3	540,000	約 538,900	約 99%	約 4,720	約 3,240	約 2,500	約 2,180	約 1,930
4	720,000	約 721,900	約 100%	約 6,330	約 4,350	約 3,360	約 2,930	約 2,590
5	900,000	約 906,800	約 100%	約 7,950	約 5,460	約 4,220	約 3,680	約 3,250
6	1,080,000	約 1,093,900	約 101%	約 9,590	約 6,590	約 5,090	約 4,440	約 3,920
7	1,260,000	約 1,282,900	約 101%	約 11,250	約 7,730	約 5,970	約 5,210	約 4,600
8	1,440,000	約 1,474,100	約 102%	約 12,920	約 8,880	約 6,860	約 5,980	約 5,290
9	1,620,000	約 1,667,300	約 102%	約 14,620	約 10,040	約 7,760	約 6,770	約 5,980
10	1,800,000	約 1,862,600	約 103%	約 16,330	約 11,220	約 8,670	約 7,560	約 6,680
11	1,980,000	約 2,060,200	約 104%	約 18,060	約 12,410	約 9,590	約 8,360	約 7,390
12	2,160,000	約 2,260,000	約 104%	約 19,810	約 13,610	約 10,520	約 9,180	約 8,110
13	2,340,000	約 2,461,900	約 105%	約 21,580	約 14,830	約 11,460	約 10,000	約 8,840
14	2,520,000	約 2,665,900	約 105%	約 23,370	約 16,060	約 12,410	約 10,830	約 9,570
15	2,700,000	約 2,872,300	約 106%	約 25,180	約 17,300	約 13,370	約 11,660	約 10,310
16	2,880,000	約 3,081,000	約 106%	約 27,010	約 18,560	約 14,340	約 12,510	約 11,060
17	3,060,000	約 3,291,800	約 107%	約 28,860	約 19,830	約 15,320	約 13,370	約 11,820
18	3,240,000	約 3,505,300	約 108%	約 30,730	約 21,120	約 16,320	約 14,240	約 12,580
19	3,420,000	約 3,721,000	約 108%	約 32,630	約 22,420	約 17,320	約 15,110	約 13,360
20	3,600,000	約 3,939,000	約 109%	約 34,540	約 23,730	約 18,340	約 16,000	約 14,140
21	3,780,000	約 4,159,300	約 110%	約 36,470	約 25,060	約 19,360	約 16,890	約 14,930
22	3,960,000	約 4,382,000	約 110%	約 38,420	約 26,400	約 20,400	約 17,800	約 15,730
23	4,140,000	約 4,607,100	約 111%	約 40,400	約 27,760	約 21,450	約 18,710	約 16,540
24	4,320,000	約 4,835,100	約 111%	約 42,400	約 29,130	約 22,510	約 19,640	約 17,360
25	4,500,000	約 5,065,600	約 112%	約 44,420	約 30,520	約 23,580	約 20,570	約 18,190
26	4,680,000	約 5,298,500	約 113%	約 46,460	約 31,920	約 24,670	約 21,520	約 19,020
27	4,860,000	約 5,533,900	約 113%	約 48,520	約 33,340	約 25,770	約 22,480	約 19,870
28	5,040,000	約 5,771,900	約 114%	約 50,610	約 34,780	約 26,870	約 23,440	約 20,720
29	5,220,000	約 6,012,400	約 115%	約 52,720	約 36,230	約 27,990	約 24,420	約 21,590
30	5,400,000	約 6,255,600	約 115%	約 54,850	約 37,690	約 29,130	約 25,410	約 22,460

（注1）積立金、返還予定率および年金月額は加入時点で定まるものではありません。年金月額は、積立金（年金原資、脱退一時金額）をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。
（注2）加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあります。
（注3）年金の受取要件については、P65・66「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

必ずお読みください

しくみ図・給付額試算表の数値について

●**しくみ図・給付額試算表の数値は次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。**
(1)ご加入者全員の加入口数の合計が常にⅠ表では160万円（1,600口）を、Ⅱ表では1,385万円（13,850口）を維持し、掛金が毎月所定の払込期日までに入金されたものとしています。加入口数の合計は、令和6年11月分の加入口数にもとづき設定しています。
(2)積立金は、各引受保険会社の予定利率および引受割合（令和6年12月1日時点）にもとづき計算しています。
年金月額は、事務幹事会社（第一生命保険）の予定利率（令和6年12月1日時点）にもとづき計算しています。
(3)記載の数値には配当金を加算していません。
(4)返還予定率は、積立金（年金原資、脱退一時金額）÷掛金払込累計額で計算しています。

●15年保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。

加入資格

加入日現在、満50歳未満の方で、払込満了日までの期間が満10年以上あるとうきゅうグループ（P149・150参照）の役員および従業員（非日勤を除く）。
退職により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

掛　金

●加入口数
月払：3,000円（3口）以上100,000円（100口）以下で、1,000円（1口）単位で設定できます。

●払込方法
月払掛金は毎月の給与から引き落としされます。

●払込満了日
会社ごとに以下のいずれかで設定されています。P149・150「とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧」をご確認ください。
記載の数字により以下のとおりの払込満了日となります。
1. 60歳に達した直後の3月末日および9月末日
2. 60歳に達した直後の3月15日および9月15日
3. 60歳に達した日の属する月の末日
4. 60歳に達した直後の3月末日
5. 65歳に達した直後の3月末日および9月末日（対象者：従業員のうちアクティブ60s社員、再雇用の嘱託社員と契約社員（再雇用の臨時雇は除く））

●掛金負担者
ご加入者

新規加入・増口および一部掛金払込中止

●新規加入
年1回10月1日に加入いただけます。

●増口（掛金の増額）
年1回10月1日に増口いただけます。

●一部掛金払込中止（掛金の減額）
以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により年1回10月1日に掛金の一部を払い込み中止いただけます。
ただし、3,000円（3口）以上のお払い込みの継続が必要となります。
なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。
【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合

配当金

●毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。**決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。**
●配当金は一時金受取できません。
・年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。
なお、年度途中に脱退された場合（死亡による脱退も含む）はその年の配当金はありません。
・年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。

年金・一時金のお受け取りおよび受取人

年金・一時金のお受け取り

●年金
年金開始日（年金受給権取得日の翌月1日）より、年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。
なお、年金受給権取得時に積立金（年金原資）の委託先を引受保険会社の中から1社お選びいただきます。
（ただし、年金の支払事務は事務幹事会社が行います。）
年金のお受け取りに代えて、積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。
■年金受給権取得日
下記いずれかの日が年金受給権取得日となります。
①払込満了日
②加入10年以上かつ満56歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退したとき
（ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることとなります。なお、繰延以後の掛金のお払い込みはできません。）
■年金受給権取得の繰延（任意繰延）
年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べることができます。
なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。
■年金受取時期
年金の受取日は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日となります。
（20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただきます。）
なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。
●脱退一時金
年金受給権取得日前（掛金払込期間中）に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお受け取りいただきます。
●遺族一時金
年金受給権取得日前（掛金払込期間中）にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金の1回分）を加算した額をお受け取りいただきます。

受取人

●年金・脱退一時金
ご加入者
●遺族一時金
ご遺族（※）
（※）ご遺族とはご加入者の配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹を指します。（お受け取りの順位は労働基準法施行規則第42条から第45条の定めに従います。）
（注）ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。
また、遺言により受取人を変更することもできません。（労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます。）

年金の種類

10年確定年金

●年金開始日以降、10年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
●ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。
●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご遺族（※）に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

15年確定年金

●年金開始日以降、15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
その他のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

20年確定年金

●年金開始日以降、20年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
その他のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

15年保証期間付終身年金

●年金開始日以降、15年間（保証期間）はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。
●ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。
この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。
ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。
●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご遺族（※）に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。
（注）**ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資（積立金）を下回ることがあります。**

☑ 個人情報の取扱

保険契約者（団体）は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報（氏名、性別、生年月日等）[以下、個人情報]を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。
生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。
①各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※)の案内・提供および契約の維持管理
③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※)の充実
④その他、保険に関連・付随する業務
また、生命保険会社は個人情報を保険契約者（団体）および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。
（※）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

☑ 税法上の取扱

令和6年12月時点

掛　金

ご加入者が負担された掛金は、個人年金保険料控除の対象となります。
（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

※**生命保険料控除税制改正について**
平成24年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。
ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては平成23年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

※**個人年金保険料控除を受けるための主な要件は以下のとおりです。**
・年金の給付を目的とする契約であること。
・年金・解約返戻金以外の金銭の支払いは死亡の場合のみとなっていること。
・年金の支払いは年1回以上定期的に行うものであり、かつ、一部一時払の定めのない契約であること。
・年金支払開始前の剰余金は年金増額の保険料にあてる契約であること。
・年金受取人は、被保険者本人であること。
・加入月から保険料払込満了月までの保険料払込期間は10年以上であること。
・年金の支払いは終身または支払開始年齢が満60歳以上で支払期間は10年以上であること。

年　金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。
（平成25年1月より復興特別所得税が含まれます。）
よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。
（所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条）

※平成22年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。
年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。
※平成25年1月1 日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。
（所得税法第209条、所得税法施行令第326条）
より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

脱退一時金

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
一時所得金額＝脱退一時金－払込掛金累計額－特別控除（最高50万円）
一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。
なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあった場合には、それらを合算して適用されます。
（所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条）

遺族一時金

相続税の対象となります。
受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。
非課税枠は、他に死亡保険金があった場合には、それらを合算して適用されます。
（相続税法第3条・第12条）

（注）税務のお取り扱いについては、令和6年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

C24-238-0262（2024.12.19）

MEMO